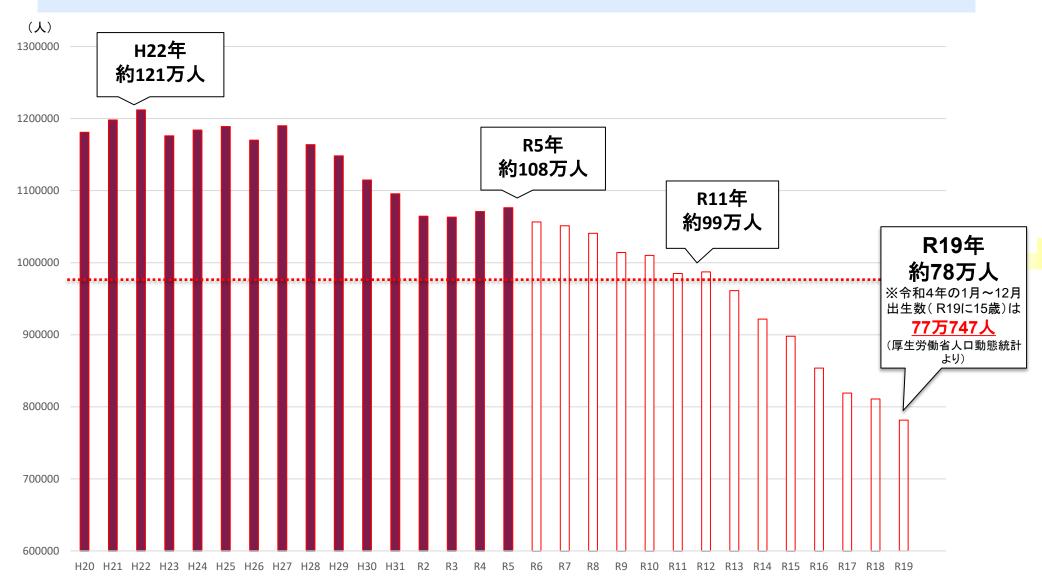


人口減少時代における高等学校就学者の 学習権保護の仕組みの構築

15歳人口の推移

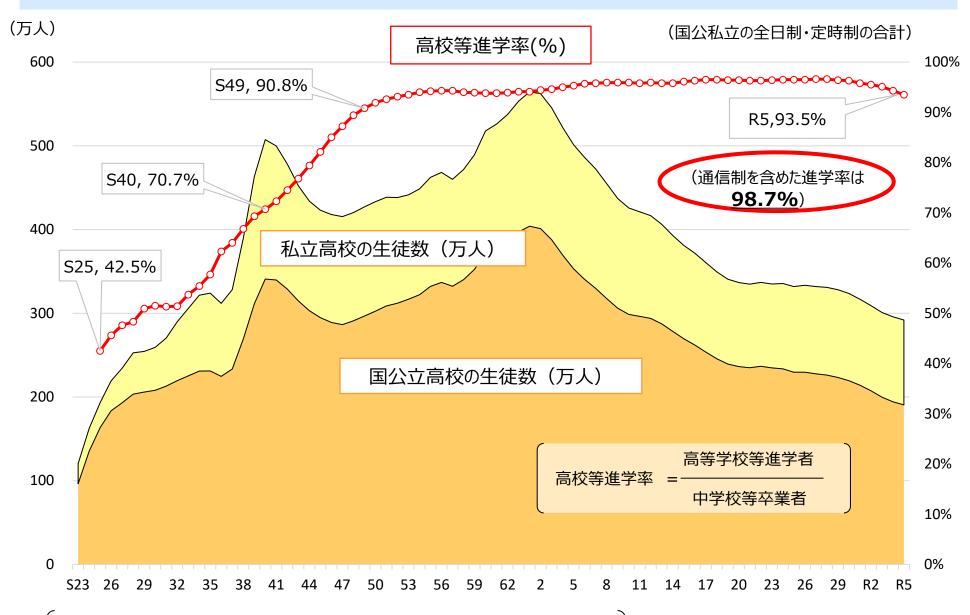
○15歳人口は、年々減少傾向。これまでは100万人を超えて推移してきたが、<u>令和11年には100万人を割り込み、</u> <u>令和19年には約78万人</u>になることがほぼ確実。令和19年の人口は令和5年と比較して<u>約28%も減少</u>する見込み。



- ※各年、前年10月~当年9月時点での人口を集計
- ※H20~R4までは、総務省人口推計の年齢別人口より
- ※R5~R18までは、総務省人口推計の年齢別人口(R4.10.1時点)令和4年資料より算出

高等学校等への進学率 [推移]

○ 高等学校等への進学率は、令和5年度には98.7%にのぼっている。



※「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校 高等部の本科・別科及び専攻科へ進んだ者。進学しかつ就職した者を含む。

(出典) 文部科学省「令和5年度学校基本調査」

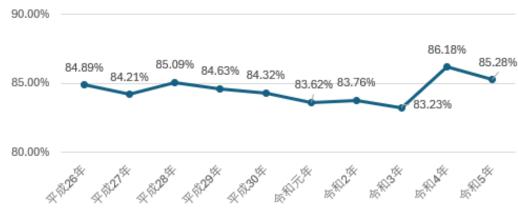
国公私別の高等学校における現状について

※「学校数」には、全日制及び定時制課程を含む。





私立高等学校における定員充足率の推移



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「令和5年度 私立高等学校入学志願動向

※「定員充足率」とは、日本私立学校振興・共済事業団 が令和5年度に実施した「学校法人基礎調査」から 集計した入学者数を入学定員で除したもの。

学生保護に関する仕組みについて



● 学生保護に関連して、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)では、以下のような規定が設けられている。

(学校法人の責務)

第二十四条 学校法人は、**自主的にその運営基盤の強化を図る**とともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(資産)

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する**資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければ** ならない。

2 (略)

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附 行為について**所轄庁の認可を申請しなければならない**。

一~十二 (略)

2・3 (略)

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、**当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか**、その寄附 行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を**審査した上で、当該寄附行為の認可を決定**しなければならない。

2 (略)

(役員の職務等)

第三十七条 (略)

2 (略)

- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 学校法人の業務を監査すること。
 - 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、**監査報告書を作成**し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する 重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 (略)

学生保護に関する仕組みについて



(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能

四~六(略)

- 2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3・4 (略)
- ※公立・私立を問わず、大学、短期大学、大学院、高等専門学校の廃止については、在学生がいなくなってからでなければ、廃止認可申請がされない運用となっている (都道府県知事所轄学校法人が設置する学校の廃止についても、基本的には同様(各都道府県において運用))。

(措置命令等)

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他**必要な措置をとるべきことを命ずることができる**。

2~8 (略)

9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができる。

10.11 (略)

(報告及び検査)

第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは<u>財産の状況に関し報告をさせ</u>、又はその職員に、学校法人の事務 所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは**財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる**。

2・3 (略)

大学等における学生保護の事前の仕組みについて(経営に課題を抱える大臣所轄学校法人に対する取り組み)



学校法人の義務

(私学法25条) 設置校の教育研 究に必要な財産 の保有

経営指導の 充実の必要性

18歳人口減少 グローバル化 産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15) | 「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15) | 「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申) (H30(2018).11.26)」

- ・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
- ・経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要

学校法人の責務の明示 (私学法24条)

- ・自主的な運営基盤の強化
- ・設置校の教育の質の向上
- ・ 運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営 組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要 な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護十、公認会計十、マ スコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法 人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施 状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相 談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運 営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な 指導・助言を実施

学校法人 教育の質の低下 学生数の減少 経営悪化 教育研究支出 収入の減少 の減少

学校法人に対する一体的な 経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項 について長期的ビジョンを踏まえた計画 策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制 度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング (私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- ◆ 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒ アリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改 善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステ ムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも 作成·提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる 「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業 である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目 し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化 (R元年度~)

- ▶ 新たに「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握
 - ※「「運用資産―外部負債」がマイナス」かつ「「経常収支差額」が3か年マイナス」
- ▶ 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定
- ▶ 私学事業団の経営相談を必須として経営改善計画を策定させ、3~5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を 毎年行いながら、集中的な指導・助言を実施
- ▶ 経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人に対しては、対応方策を示した上での経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含) む)、及び、その方策の方向性の財務書類等への明記を求める指導通知を発出
- ▶ 学校法人が財務書類等へ記した対応方針を、文部科学省がまとめて公表する予定

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック(第2次改訂版)」 (日本私立学校振興・共済事業団)

日本私立学校振興・共済事業団では、経営困難に陥る学校法人が増加する予想のもと、経営改善を進める必要のある学校法人が 、取り組みを進めるための参考とできるよう、今後取り組むべき道筋や具体的な手法などをまとめた「学校法人の経営改善等の ためのハンドブック」を作成、公表。(令和3年1月・作成、令和4年10月・第1次改訂版作成、令和6年3月・第2次改訂版作成)

学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第2次改訂版》の内容

- I 経営悪化の認識
 - 経営悪化とその兆候の認識
- 2 経営悪化を具体的にチェック
- 3 関係者が経営悪化にきづくタイミング
- Ⅱ 相談
- 1 私学事業団
- 2 外部相談先の例
- 3 相談内容
- 4 相談前の準備
- 5 相談後の取り組み
- Ⅲ 経営状態の分析
- 1 定量的な問題点の洗い出し(定量的な環境分析)
- 2 定性的な問題点の洗い出し(定性的な環境分析)
- 3 SWOT分析
- 4 分析が困難になった場合
- IV 経営状態の情報共有
- 1 情報共有の前の心構え
- 2 問題意識共有による効果
- 3 情報共有の具体的方法
- 4 情報共有のための責任者
- V 経営改善計画の策定
- 1 実施体制
- 2 改善戦略
- 3 財務シミュレーション作成
- 4 計画策定上の注意点
- 5 リスクシナリオ(経営改善計画通りに進まない場合の対応方針)の策定

- VI 経営改善計画の実行
 - 1 実施体制
- 2 各改善策のPDCA
- 3 目標達成が困難な状況での判断
- Ⅵ 合併等
- 1 学校法人や私立学校における合併等の類型例
- 2 合併等までの流れと留意点
- Ⅲ 再生(再建)
 - 1 私的整理(再建型)
 - 2 民事再生
- IX 撤退
 - 1 撤退までの流れと留意点
 - 2 破産手続き



経営相談のご案内

私学事業団では私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、ご依頼のあった学校法人に対し、経営相談を実施しています。

経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」 等の経営上の問題について、 学校法人の現状にあった提 案をしてほしい



経営改善計画の作成支援

目標と期限を明確にした 経営改善方策を作成し、 経営改善に努めたいので、 作成を支援してほしい



経営相談をご活用ください

経営支援室 電話03-3230-7829~7831



- 学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々 にヒアリングしながら、解決策を探ります
- 学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、 考えられる対応策を整理してアドバイスをします
- 経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います
- 必要に応じて事業団が依頼している専門家(公認会計士、弁護士、社会 保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

※経営相談を希望する学校法人が多数の場合等、ご相談に応じることができないことがあります。 また、学校法人にて経営相談を実施する際は、所定の交通費が必要になります。